

令和5年度女性活躍推進啓発事業委託業務プロポーザル 審査要領

令和5年度女性活躍推進啓発事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度女性活躍推進啓発事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| <u>(1) 運営スケジュール・運営体制</u> | <u>(30 点)</u> |
| <u>(2) 業務内容</u> | <u>(55 点)</u> |
| <u>(3) 業務遂行能力</u> | <u>(10 点)</u> |
| <u>(4) 経費見積</u> | <u>(5 点)</u> |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和5年9月 20 日(水)

場所未定(高知市内で調整中) ※オンライン参加不可

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 20 分(予定)とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
運営スケジュール・ 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な作業やスケジュールを把握できているか。 ・事業を円滑に実施する運営体制となっているか。 	30
業務内容	<p>〈シンポジウムの開催〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客方法は、目標人数を達成するための手法として現実的で、期待できるか。 ・必要な作業等のノウハウ・知見があり、円滑に且つ効果的に事業を実施することができるか。 <p>〈新聞への広告掲載〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の高い提案となっているか。 <p>〈動画制作及び発信〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの動画は、事業の目的を理解したテーマや内容になっているか。 ・提案されたターゲットや発信方法等は、訴求力の高い発信として実効性が期待できるか。 ・費用対効果の高い発信ができるか。 ・必要な作業等のノウハウ・知見があり、円滑に且つ効果的に事業を実施することができるか。 	55
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・滞りなく業務遂行ができ、信頼して事業運営を任せられるか。 	10
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・経費は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。 	5